

令和4年度愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修

＜設置者・管理者・サービス管理者等 体制整備担当者向け研修＞

より良い虐待防止委員会の運営を目指して①

「虐待防止体制整備の把握と事例紹介」

2022.12. 6 (火) 13:00～14:00

2023. 1.24 (火) 13:00～14:00

社会福祉法人 成春館

田原授産所 施設長 鎌田博幸

1. 「障害者虐待防止の更なる推進」で令和4年度から義務化された内容はなんでしょう？

① 従業者の（ ）の実施

「従業者」は、全ての職員が含まれる

② （ ）委員会の設置

「委員会」は少なくとも年（ ）回開催すること

③ 虐待防止（ ）の設置

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への**研修**実施（**努力義務**）
- ② 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**努力義務**）

[見直し後]

- ① 従業者への**研修**実施（**義務化**）
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
- ③ 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

① R3.3.30改正「運営基準」(虐待の防止)

(障害者支援施設を対象に説明 他の障害福祉サービスも同様に解釈のこと)

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」

(虐待の防止)

第五十四条の二 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

② 「運営基準の解釈通知」から虐待防止委員会の役割を理解する

運営基準の解釈通知

(49) 虐待の防止 (基準第54条の2)

① 同条第1号の虐待防止委員会の役割は、

- 虐待防止のための計画づくり (虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成)
- 虐待防止のチェックとモニタリング (虐待が起こりやすい職場環境の確認等)
- 虐待発生後の検証と再発防止策の検討 (虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行) の3つがある。

虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明にするとともに、専任の虐待防止担当者 (必置) を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。

なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の施設長 (管理者) や虐待防止担当者 (必置) が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。

なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。

指定障害者支援施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のような対応を想定している。

ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。

ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。

オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。

カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

2. 「身体拘束等の適正化の推進」で令和4年度から義務化された内容はなんでしょう？

- ① 身体拘束等を行った場合、その態様や時間等を（ ）すること

※訪問系サービスは令和3年度、他は平成30年度から義務化済み

- ② 身体拘束等の適正化を検討する委員会の設置
「委員会」は少なくとも年（ ）回開催すること

- ③ 身体拘束等の適正化のための（ ）の整備

- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための（ ）の実施

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
 - ※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
 - ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

① R3.3.30改正「運営基準」(身体拘束等の禁止)

(障害者支援施設を対象に説明 他の障害福祉サービスも同様に解釈のこと)

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」

(身体拘束等の禁止)

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

② 改正「運営基準の解釈通知」(身体拘束等の禁止)

運営基準の解釈通知

(43) 身体拘束等の禁止(基準第48条)

- ① 基準第48条第1項及び第2項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。
- ② 同条第3項第1号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体拘束適正化検討委員会」という。)は、事業所に従事する幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、医師、看護職員、生活支援員、サービス管理責任者)により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の活用が考えられる。また、施設単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、施設の規模に応じた対応を検討すること。

なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。

指定障害者支援施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。

ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。

ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等进行分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

③ 同条同項第2号の指定障害者支援施設が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

ア 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

イ 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

エ 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

④ 同条同項第3号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定障害者支援施設における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害者支援施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、施設内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。

3.令和4年度から義務化された障害者虐待防止体制整備の規程類作成に取り組むには

- ◎「愛知県知的障害者福祉協会」ホームページを検索して、
「令和3年度愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修」動画と
資料(動画添付のリンク先愛知県障害福祉課ホームページから資料入手)で学習して下さい

⇒ 規程類はこれで作成できます

「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取り組み事例集」 P80～131 を活用しても規程類は整備できます P80(下記)紹介

4. 障害者虐待防止に向けた体制整備等に関する参考資料

○ 本章では、3章の事例の中で紹介された資料を取録しています。

資料1 障害者権利擁護・虐待防止対応規程（社会福祉法人 みんなでいきる）

資料2 身体拘束等のガイドライン（社会福祉法人 みんなでいきる）

資料3 虐待防止委員会運用説明資料（社会福祉法人 フラット）

資料4 身体拘束等の状況を記録するフォーマット（社会福祉法人 フラット）

資料5 障害者虐待防止チェックリスト（色えんびつ（社会福祉法人 滝乃川学園））

資料6 虐待防止マニュアル（色えんびつ（社会福祉法人 滝乃川学園））

資料7 虐待防止チェックリスト（のぞみの郷高社（社会福祉法人 高水福祉会））

資料8 障害者虐待が疑われる場合に取るべき対応フロー図（のぞみの郷高社（社会福祉法人 高水福祉会））

資料9 虐待防止委員会の運営細則（社会福祉法人 十愛療育会 横浜医療福祉センター港南）

資料10 入所者・外来利用者への虐待・差別把握時の対応フロー（社会福祉法人 十愛療育会 横浜医療福祉センター港南）

資料11 事業所訪問研修資料（半田市障がい者相談支援センター）

4. 自施設・事業所の体制整備状況を確認する (体制整備取り組み事例集 P14~16)

(3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための体制整備に向けたチェックリスト

○本チェックリストは、自事業所の現状を確認し、本検討の手がかりを把握するものです。

○虐待防止及び身体拘束等の適正化の体制整備にあたり、まずは以下のチェックリストを活用し、自法人・事業所の現在の状況を把握し、検討の手がかりを探りましょう。

○なお、対応のための詳細は、『障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き』（厚生労働省）を参照しましょう。

○様式については、「4.障害者虐待防止に向けた体制整備等に関する参考資料」を参照してください。

- | | |
|---|---|
| ① | 現状整理
：まずは、現状の整理を行います。以下のチェックリストを活用し、現在行っている取組を整理しましょう。各カテゴリの中で「いいえ」にチェックが入るものについては、検討を開始しましょう。 |
| ② | 検討
：現状整理をした上で、検討すべきものが明確になったら、それに対して、検討を始めましょう。検討する上で、迷ったら、取組事例集を参照してください。 |
| ③ | 職員への周知
：検討した内容を全職員へ周知・徹底し、実行しましょう。 |

＜虐待防止＞		
内容	回答	
虐待防止委員会の設置・検討結果の周知徹底		
・虐待防止委員会を設置している（事業所の規模に応じて、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能）※以下、役割	はい	いいえ
・虐待防止委員会は定期的（最低年1回以上）に開催している	はい	いいえ
・虐待防止委員会の構成員の責務及び役割分担が明確である	はい	いいえ
・虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等が含まれるよう努めている	はい	いいえ
・虐待防止委員会での検討結果を周知徹底している ※具体的には、以下の対応を想定 ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事例について報告するための様式を整備 イ 職員は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待を報告する ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析する エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討する オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析する カ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する キ 再発防止策を講じた後に、その結果を検証する	はい	いいえ
虐待防止責任者を配置		
・選任の虐待防止責任者（必置）を決め、配置している	はい	いいえ
職員への研修の実施		
・虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施している		
※施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に参加した場合でも差し支えない	はい	いいえ
・新規採用時には、必ず虐待防止のための研修を実施している	はい	いいえ
・研修の実施内容について記録している	はい	いいえ
虐待防止のための指針の整備		
・以下の項目を盛り込んだ、虐待防止のための指針の作成に努めている ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針	はい	いいえ

＜身体拘束等の適正化＞		
内容	回答	
身体拘束等を行う場合の必要事項の記録		
・緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している ※利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない	はい	いいえ
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下、身体拘束適正化委員会という）の定期的な開催・検討結果の周知徹底		
・身体拘束適正化委員会を設置している ※事業所の規模に応じて、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置及び虐待防止委員会と一体的に設置・運営も可能である	はい	いいえ
・身体拘束適正化委員会を定期的（最低年1回以上）に開催している	はい	いいえ
・身体拘束適正化委員会の構成員の責務及び役割分担が明確である	はい	いいえ
・身体拘束適正化委員会の構成員は事務所に従事する幅広い職種により構成している	はい	いいえ
・身体拘束適正化委員会には、第三者や専門家（医師（精神科専門医等）、看護職員等）を活用するよう努めている	はい	いいえ
・身体拘束適正化委員会では、身体拘束等についての報告するための様式を整備している	はい	いいえ
・身体拘束適正化委員会は、職員より報告された事例を集計・分析し、当該事例の適正化と適正化策を検討している ※職員は、身体拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告する ※事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめる	はい	いいえ
・身体拘束適正化委員会で報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底している	はい	いいえ
・身体拘束適正化委員会では、適正化策を講じた後に、その効果について検証している	はい	いいえ
職員への研修の実施		
・身体拘束等の適正化の研修を定期的に（年1回以上）実施している	はい	いいえ
・新規採用時には、必ず身体拘束等の適正化の研修を実施している	はい	いいえ
・研修の実施内容の記録を行っている	はい	いいえ
身体拘束等の適正化のための指針の整備		
・身体拘束等の適正化のための指針が整備されている	はい	いいえ
・指針には以下を盛り込んでいる ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	はい	いいえ

5. 田原授産所虐待防止体制整備状況 ①周知文書

令和3年9月22日

田原授産所 職員 各位

田原授産所施設長 鎌田博幸

田原授産所「人権擁護・虐待防止に関する規程・マニュアル集」の配布と
規程・マニュアル類の読了等について

見出しの通り、本日(9月22日付け)、田原授産所「人権擁護・虐待防止に関する規程・マニュアル集」を配布します。この規程・マニュアルは令和4年度に義務化される内容に応じて作成しています。このため、職員においては、下記の通り規程類の読了等をお願いします。

1. 正規職員

9月28日の臨時内部研修会までに、

- ①先日配布の厚生労働省の虐待防止マニュアルと虐待防止冊子の全部、および身体拘束ゼロへ手引きの指定ページ の読了
- ②本日配布の規程・マニュアル の読了 をお願いします。

2. 非正規職員

9月中旬に

- ①先日配布の虐待防止冊子の全部 の読了
- ②本日配布の規程・マニュアル の内容把握 をお願いします。

5. 田原授産所虐待防止体制整備状況 ②配布文書

田原授産所 人権擁護・虐待防止に関する 規程・マニュアル集

- ① 虐待防止対応規程
 - ・ 虐待防止対応様式
 - ・ 身体拘束対応様式
- ② 人権擁護・虐待防止委員会規程
- ③ 職員倫理綱領
- ④ 職員行動規範
- ⑤ 職員自己点検チェック表
- ⑥ 虐待防止のための指針
 - ・ 虐待防止対応の概要
- ⑦ 身体拘束適正化検討委員会規程
- ⑧ 身体拘束の適正化のための指針
 - ・ 身体拘束に関する説明書(Excel)
 - ・ 同(Word)
- ⑨ 虐待防止研修記録書・身体拘束適正化研修記録書
- ⑩ 施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト
 - ・ A 体制整備チェックリスト
 - ・ B 職員セルフチェックリスト
 - ・ C 早期発見チェックリスト

2021年(令和3年)9月22日 配布 一部10月1日 施行

5. 田原授産所虐待防止体制整備状況 ③虐待防止委員会

田原授産所 人権擁護・虐待防止委員会

<委員長> 虐待防止責任者 施設長

<委員> 虐待防止担当者 主任、副主任、サービス管理責任者
委員に第三者委員、利用者自治会役員等、田原授産所育成会の役員等を加えることができる。

<委員会> 3か月に1回開催する。

※実施状況 5月・8月・11月・2月に開催

※2月に次年度の内部研修、虐待防止研修、ケース検討会の企画を検討

※5・8・11月は職員の気になる対応検討等

<内容> 「田原授産所職員倫理綱領」及び「田原授産所職員行動規範」を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「田原授産所虐待防止のための指針」を職員に周知するとともに「職員自己点検チェック表」を定期的実施し、職員に障害のある方の人権擁護の自覚を促す。

人権擁護や虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。

5. 田原授産所虐待防止体制整備状況 ④身体拘束適正化検討委員会

田原授産所 身体拘束適正化検討委員会

＜委員長＞ 虐待防止責任者 施設長

＜委員＞ 虐待防止担当者 主任、副主任、サービス管理責任者
および作業班長
委員に第三者委員、利用者自治会役員等、田原授産所育成会の役員等を加えることができる。

＜委員会＞ 6か月に1回開催する。
※実施状況 3月と9月(モニタリング実施月に開催)
※一時的な行動制限対応を行う利用者さんの対応確認と
前回から今回までの適正化に向けた取り組み状況確認

＜内容＞ 「身体拘束ゼロへの手引き」「田原授産所身体拘束の適正化のための指針」を職員に周知するとともに、職員が利用者に対し緊急やむを得ず身体拘束を行うときは、委員会を開催して身体拘束の内容を検討する。

6. 従業者の研修内容を確認する(手引きP21~23)

考えられる研修の種類	例示
①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修	<ul style="list-style-type: none">• 基本的な職業倫理• 倫理綱領、行動指針、掲示物の周知（虐待防止の委員会で検討された内容を含めて）• 障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解• 障害当事者や家族の思いを聞くための講演会• 過去の虐待事件の事例を知る等• 職場内研修用冊子の活用 <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf</p>
②職員のメンタルヘルスのための研修	怒りの感情への対処法を身につけるための研修としての「アンガーコントロール」
③障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修	<ul style="list-style-type: none">• 障害や精神的な疾患等の正しい理解• 行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法• 自閉症の支援手法（視覚化、構造化等）• 身体拘束、行動制限の廃止• 服薬調整• 他の障害者福祉施設等の見学や経験交流等• コンサルテーションの導入
④事例検討	<ul style="list-style-type: none">• 障害者のニーズを汲み取るための視点の保持• 個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得• 個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等
⑤利用者や家族等を対象にした研修	「わかりやすい 虐待防止法パンフレット」 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf

6. 従業員の研修内容を確認する（体制整備取り組み事例集 P10）

考えられる研修の種類	具体的な内容の例
虐待防止や人権意識を高めるための研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法、関係法令、基本的な職業倫理・倫理綱領・行動指針の理解、虐待防止委員会の役割や通報手順を学ぶ研修、当事者や家族の思いを聞く講演、虐待事件の事例を知る研修 等
障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害や精神的な疾患等の正しい理解・行動障害の背景理由を理解するアセスメントの技法、自閉スペクトラム症の支援手法、身体拘束・行動制限の廃止 等
個別支援計画の内容を充実強化するための研修（事例検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難事例等の検討（内部スーパーバイズや外部コンサルテーションの活用等）、協力連携可能な社会資源の情報や知識の習得 等
職員のメンタルヘルスや風通しのよい職場作りのための研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンガーマネジメント研修、チームワーク研修、コーチング研修、労働環境ミーティングやメンタルヘルス不調者対応の研修 等
利用者や家族等が障害者虐待を理解し、通報や相談をしやすくするための研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者やその家族を対象にした法の研修・厚労省の「わかりやすいパンフレット」の活用 等

6. 従業員の研修内容を確認する（体制整備取り組み事例集 P10）

○研修の実施にあたっては、以下に示す点に留意しながら実施することが必要です。

	留意事項	詳細
1	研修の対象者の範囲と対象者ごとの研修の実施	<p>研修の対象者の範囲を定め、対象者それぞれに応じた研修を実施することが必要です。また、夜勤等の交代制勤務者を対象にする場合、参加しやすい開催方法を検討することも必要です。</p> <p>【研修の対象者の範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援員のみならず調理員や運転手、事務職員も対象にすること ・夜勤等の交代制勤務者や短時間労働者も対象にすること <p>【対象者に応じた研修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数・スキル、職種・役職に応じた内容設定 等
2	職場内研修(OJT)と職場外研修(OffJT)の組み合わせ	<p>職場外研修は、障害者福祉施設等以外の情報を得て自らを客観視する機会を持つことができ、日々の業務の振り返りができるため、管理者は、計画的、継続的に職場内研修を受講させるように取り組む必要があります。</p>
3	年間研修計画の作成と見直し	<p>作成時には、虐待防止委員会の年間の目標やビジョンに基づき作られる必要があります。また、委員会へあがってくる現場の状況や課題について検討し、限られた時間を有効活用することが望まれます。研修開催後は研修の報告書のみならず、研修した内容が各部門でどのように浸透・実践されたか効果測定をする必要があります。また、委員会が開いた研修の内容自体について評価をし、開催方法について見直し等を行っていきます。</p>

7. 田原授産所研修紹介 ①令和4年度内部研修会

<4月>

(日時) 4月14日(木) 17:00~18:30

(内容) 強度行動障害支援研修「行動障害者に対する支援方法の理解」

(講師) 特定非営利活動法人ゆう 理事長 豊田和弘 氏

<5月>

(日時) 5月12日(木) 17:00~18:30

(内容) 障害福祉関係職員基礎研修「服部ゼミナール 令和4年度第1回」

(講師) 臨床心理士(日本赤十字豊田看護大学講師) 服部次郎 先生

<6月>

(日時) 6月9日(木) 17:00~18:30

(内容) 障害福祉基礎研修「精神障害の理解」

(講師) 可知記念病院 精神保健福祉士 佐藤大介 氏

<7月>

(日時) 7月14日(木) 17:00~18:30

(内容) メンタルヘルス研修「アンコンシャスバイアスセミナー」

(講師) アンコンシャスバイアス研究所認定トレーナー 鎌田博幸

<8月>

(日時) 8月4日(木) 17:00~18:30

(内容) 障害福祉関係職員基礎研修「服部ゼミナール 令和4年度第2回」

(講師) 臨床心理士(日本赤十字豊田看護大学講師) 服部次郎 先生

<9月>

(日時) 9月8日(木) 17:00~18:30

(内容) メンタルヘルス研修「脳ダイエット研修」

(講師) 脳ダイエットインストラクター 平居久美 氏

<10月>

(日時) 10月6日(木) 17:00~18:30

(内容) 「パワーハラスメント防止研修」

(講師) 株式会社経営志援 社会保険労務士 志賀弘幸 氏

<11月>

(日時) 11月10日(木) 17:00~18:30

(内容) 障害福祉関係職員基礎研修「服部ゼミナール 令和4年度第3回」

(講師) 臨床心理士(日本赤十字豊田看護大学講師) 服部次郎 先生

<12月>

(日時) 12月8日(木) 17:00~18:30

(内容) メンタルヘルス研修「アンガーマネジメント研修」

(講師) 日本アンガーマネジメント協会アンガーマネジメントファシリテーター 鎌田博幸

<1月>

(日時) 1月13日(木) 17:00~18:30

(内容) コミュニケーション研修「笑顔のコーチング研修」

(講師) ハロードリーム認定笑顔のコーチングファシリテーター 林ともみ 氏

<2月>

(日時) 2月16日(木) 17:00~18:30

(内容) 障害福祉関係職員基礎研修「服部ゼミナール 令和4年度第4回」

(講師) 臨床心理士(日本赤十字豊田看護大学講師) 服部次郎 先生

<3月>

(日時) 3月9日(木) 17:00~18:30

(内容) コミュニケーション研修「アサーティブコミュニケーション研修」

(講師) NPO法人アサーティブジャパン 認定講師 渡辺英明 氏

7. 田原授産所研修紹介 ②令和4年度虐待防止研修・ケース検討会

<4月>

(日時)4月26日(火) 17:30~18:30
(内容)虐待防止研修「KJ法と三重丸検討でチェックリスト作成」
(進行)施設長 鎌田博幸 正規職員14名

<5月>

(日時)5月31日(火) 17:30~18:30
(内容)冰山モデルケース検討会「1班事例」
(進行)施設長 鎌田博幸 正規職員14名

<6月>

(日時)6月21日(火) 9:30~11:00 非正規職員虐待防止研修 6名
(内容)メンタルヘルス研修「アンコンシャスバイアスセミナー」
(講師)アンコンシャスバイアス研究所認定トレーナー 鎌田博幸

<6月>

(日時)6月28日(火) 17:30~18:30
(内容)冰山モデルケース検討会「1班事例」
(進行)施設長 鎌田博幸 正規職員14名

<7月>

(日時)7月26日(火) 17:00~18:30
(内容)ケース検討研修会「冰山モデル検討研修」
(講師)たくと大府 施設長 林 大輔 氏

<8月>

(日時)8月30日(火) 17:30~18:30
(内容)冰山モデルケース検討会「2班事例」
(進行)施設長 鎌田博幸 正規職員14名

<9月>

(日時)9月27日(火)ケース検討会予定するも、コロナクラスターで中止

<10月>

(日時)10月25日(火) 17:30~18:30
(内容)虐待防止研修「知的障害の理解について」
(講師)施設長 鎌田博幸 正規職員13名

<11月>

(日時)11月29日(火) 17:30~18:30 予定
(内容)冰山モデルケース検討会
(進行)

<12月>

(日時)12月20日(火) 17:30~18:30 予定
(内容)冰山モデルケース検討会
(進行)

<1月>

(日時)1月31日(火) 17:00~18:30
(内容)ケース検討研修会「ABC分析モデル検討研修」
(講師)たくと大府 施設長 林 大輔 氏

<2月>

(日時)2月28日(火) 17:30~18:30 予定
(内容)ABC分析モデルケース検討会
(進行)

<3月>

(日時)3月28日(火) 17:30~18:30 予定
(内容)ABC分析モデルケース検討会
(進行)

8.虐待防止研修の企画について(お勧めの研修)

- ①「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の読み合わせ(基本) … 全職員に配布
 - ・ 障害者虐待と虐待類型例 (P8~12)
 - ・ 通報義務と虐待防止委員会の役割 (P13~21)
 - ・ 身体拘束等の適正化に向けて (P35~41)
- ②「虐待防止職場内研修冊子」の講義や読み合わせ(基本)
- ③「アンガーマネジメント研修」の受講
- ④「KJ法と三重丸検討でチェックリスト作成」

⑤直近の「障害者虐待実態状況」の把握(基本)

- ・令和2・3年度全国障害者虐待実態調査の把握
- ・令和2・3年度愛知県障害者虐待実態調査の把握

⑥「障害者虐待対応事例集」の活用

- ・「日本知的障害者福祉協会」事例
- ・「岡山県事例集」(平成25年)・「千葉県事例集」(平成27年)
- ・「長崎県事例集」(平成28年)・「神奈川県事例集」(平成29年)
- ・「栃木県事例集」(平成31年)

⑦「アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)研修」の受講